

令和3年第7回五所川原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年6月11日（金） 午後3時

2 開催場所 五所川原市役所2階BC会議室

3 出席委員 18名

会 長

20番 森 義博

会長職務代理者

19番 小山内 清人

委 員

1番 金谷 広大

2番 乗田 栄一

3番 外崎 高逸

4番 石岡 雅樹

5番 小林 達英

6番 秋谷 諭

7番 佐藤 善一

8番 石岡 清一

9番 一戸 孝志

10番 工藤 昇

11番 佐藤 敬道

12番 阿部 喜代志

13番 小笠原 進

15番 柳原 一夫

16番 白戸 裕丈

17番 中谷 徳善

欠席委員 2名

14番 相馬 孝雄

18番 小野 列子

4 次 第

(1) 開会

(2) 会長挨拶

(3) 議長選出

(4) 議事録署名者の指名及び書記任命

(5) 業務報告

(6) 議 事

議案第59号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可処分の取消について
議案第60号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第61号	農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第62号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について
議案第63号	地目変更登記に係る照会に対する調査結果について
議案第64号	「令和3年度の目標とその達成に向けた活動計画」及び「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」の公表について
報告第10号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第11号	競売公売買受適格者の証明に係る農地法第3条許可の交付について

5 その他

6 閉 会

7 参 与

農業員会事務局

局長 浅利 寿夫

次長 川口 均

農地係長 斎藤 和広

農政係長 工藤 知徳

農業委員会金木支所

支所長 秋村 正紀

農業委員会市浦支所

支所長 佐藤 勝秀

農林水産課

主任 山田 竜太郎

(開会時刻 午後 3 時)

司 会 それでは、ただ今から令和 3 年第 7 回総会を開会いたします。
はじめに、森会長より挨拶をお願いします。

会 長 (あいさつ)

司 会 次に、議長選出ですが、総会規則により、森会長に議長
をお願いします。
森会長、よろしくをお願いします。

会 長 (議長席へ)

議 長 それでは、暫時の間、議長を務めますので、議事進行に
つきまして、ご協力をお願い致します。

まず、本委員会の在籍委員数は 20 名であります。本日の出席委員数は 18 名であり、定足数に達しており、会議が成立いたしました。

まず、次第 4「議事録署名者の指名及び書記の指名」を行います。

五所川原市農業委員会会議規則第 26 条に規定する署名者の指名ですが、私から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしの声がありましたので、それでは私から指名させていただきます。

議事録署名者には、6 番 秋谷 諭委員、8 番 石岡清一委員のご両名を指名いたします。

また、書記には工藤農政係長を任命いたします。

なお、参与として、浅利事務局長、川口次長、斎藤農地係長、秋村金木支所長、佐藤市浦支所長、農林水産課の山

田主任にお願いいたします。

次に、次第5、業務報告を参与から報告していただきます。

参 与 令和3年5月25日午前9時から、市役所2階会議室においてあっせん委員会を、三浦 大推進委員と事務局であっせんにあたりました。

3条有償移転事業2件、農業支援センター事業6件を適正に処理したことを報告いたします。

令和3年5月26日午後2時30分から、阿部喜代志委員、今 茂推進委員、石岡則秋推進委員で五所川原地区の登記官照会1件。

令和3年6月9日午前9時30分から、高橋誉一推進委員、福士浩樹推進委員で五所川原地区の5条転用1件の現地調査を行いました。

議 長 ご報告ありがとうございます。

それでは、本日の議案に入らせていただきます。

議案第59号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可処分の取消について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 1ページをご覧ください。

議案第59号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可処分の取消について」であります。

農地法第3条第1項の規定に基づく下記許可処分を当事者双方の願いにより取消したいので承認を求めるものであります。

件数は1件、農地の所在は字幾世森、田2筆、合計6,062㎡です。

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

当初の許可年月日は令和3年5月11日、所有権移転です。取り消しの理由は、双方の都合によるものです。

議 長 議案第59号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第59号について原案
のとおり承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第59号について原案
のとおり承認することに決定いたします。

つづきまして、議案第60号「農地法第3条第1項の規定に
基づく農業委員会の許可について」を議題といたしま
す。

参与より説明をお願いします。

参 与 1 ページをご覧ください。

議案第60号「農地法第3条第1項の規定に基づく農
業委員会の許可について」であります。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可
申請書の提出があったので審議を求めるものであります。

申請件数は、有償所有権移転8件、無償所有権移転2
件です。

2 ページをご覧ください。

1 番 大字飯詰字影日沢、畑1筆、田8筆、合計14,407㎡
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額3,233,850円の有償移転です。

2 番 大字豊成字田子ノ浦、畑1筆、1,785㎡
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

農業委員会あっせん総額 700,000 円の有償移転です。

- 3 番 大字鶴ヶ岡字福田、田 1 筆、1,432 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 143,000 円の有償移転です。
- 4 番 大字羽野木沢字隈無、畑 1 筆、3,464 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 346,400 円の有償移転です。
- 5 番 大字長富字中道より南、田 4 筆、合計 5,275 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 268,750 円の有償移転です。
- 6 番 字幾世森、田 2 筆、合計 6,062 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 600,000 円の有償移転です。
- 7 番 金木町中柏木鎧石、畑 1 筆、3,090 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 270,000 円の有償移転です。
- 8 番 大字神山字山越、田 4 筆、合計 2,668 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 1,000,000 円の有償移転です。
- 9 番 字蘇鉄、田 1 筆、117 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
No. 10 と交換です。
- 10 番 字蘇鉄、田 1 筆、172 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
No. 9 と交換です。

以上、皆様のお手元にお配りしています調査書のとおり、農地法第3条第2項の不許可要件に該当せず全て許可相当であると判断されます。

議 長 議案第60号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第60号について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第60号について原案のとおり許可することに決定いたします。

つづきまして、議案第61号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 9ページをご覧ください。

議案第61号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

農地法施行令第10条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。

申請件数は、所有権移転1件です。

10ページをご覧ください。

1番 大字米田字八ツ橋、田2筆、合計184㎡

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

転用理由は会社物置の建築です。

申請地は、五所川原市役所から西へ約1.8kmに位置し、良好な営農条件を備えている農地でその規模が10ha以上であるため第1種農地であると判断されます。

申請人は、現在、製函業を営業しているが、事業拡大により事業用包装資材等の保管する場所が手狭となり、自宅兼会社の向かいに物置を設けるため今回の申請に至りました。北・南側は宅地、東側は農地、西側は県道であり南側の田との境界にはL型擁壁を施し土砂の流出を防ぐ。土地利用については、計画図より申請地を有効に利用できるものと判断されます。資力・信用についても問題なく、遅滞なく事業に供するものと思われ、転用にあたり許可相当であると判断されます。

申請地の位置については、11ページをご覧ください。

議長 議案第61号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、議案第61号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

委員 (意義なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第61号について原案のとおり可決し、許可相当の意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。

つづきまして、議案第62号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与

16ページをご覧ください。

議案第62号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について

五所川原市長から農用地利用集積計画作成のため協議があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。

件数は、利用権設定31件、所有権移転8件です。

16ページ、番号1番から32ページ31番までの利用権設定31件については皆様のお手元にお配りしてあります。農業経営基盤強化促進法第18条の調査書のとおり許可要件を満たしております。

33ページ、番号1番から36ページ8番までの所有権移転8件につきましては、すべてあっせん委員会による「あおもり農業支援センター」農地中間管理事業によるものです。

議 長

議案第62号についての説明が終わりました。

閲覧時間を5分とりますので、閲覧をお願いいたします。

委 員

(5分間閲覧)

議 長

それでは時間となりましたので、議案第62号について審議いたします。

ご質問のある方はお願いいたします。

委 員

(な し)

議 長

ご質問がないようですので、議案第62号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第62号について原案のとおり決定いたします。

つづきまして、議案第63号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 (議案説明)

55ページをご覧ください。

議案第63号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」青森地方法務局五所川原支局登記官より標記照会がありました。件数1件、農地の所在は、大字原子字山元、畑1筆、土地の所有者は記載のとおりです。変更後の地目は宅地であります。

調査の結果、非農地であると判断され、事務局長名で回答したので承認を求めるものです。

議 長 議案第63号についての説明が終わりました。

ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第63号について承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第63号について原案のとおり承認いたします。

つづきまして、議案第64号「令和3年度の目標とその達成に向けた活動計画」及び「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」の公表についてを議題といたします。

参与から説明をお願いします。

参 与

24 ページをご覧ください。

「令和3年度の目標とその達成に向けた活動計画」及び「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」の公表について、ご説明いたします。

農業委員会等に関する法律第37条により「農業委員会は、事務の実施状況についてインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。」と規定されていることから、策定した「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」及び「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」を公表するにあたり、農業委員会の意見を求めるものです。

公表方法としては、市のホームページ及び全国農業会議所ホームページにより6月下旬の公表を予定しております。

25 ページをご覧ください。

「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」

「Ⅰ 農業委員会の状況(令和3年3月末現在)」について、農家・農地等の概要、農業委員会の現在の体制は、記載のとおりです。

26 ページをご覧ください。

「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」について、現状は、記載のとおりです。課題は、中山間地や未整備農地の借入地の減少が減少してきている、としております。また、今年度の目標は、4月に策定しました「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」により、令和7年度までに集積率75%を目指すのに併せて、6,443ヘクタール、年間131ヘクタールの集積を目標としました。活動計画は、農業委員としての活動のほか、農業委員会だよりへの農地の出し手情報の掲載を行うこととしました。

「Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」について、1の新規参入の状況は、これまでの実績となっており、課題は、新規就農者の農地取得としております。2の参入目標数は、指針に併せて10経営体、目標面積10ヘクタールとしております。活動計画は、人・農地プラン座談会への参加を進め、積極的に売買、賃借の情報提供を実施するとしております。

27ページをご覧ください。

「Ⅳ 遊休農地に関する措置」について、現状は、記載のとおりです。課題は、中山間地や未整備農地の借受者が減少してきていることとしております。2の令和3年度の目標は指針より記載のとおりで、活動計画は、例年通り、8月から9月にかけて管内全域の農地パトロールの実施です。

「Ⅴ 違反転用への適正な対応」について、現状及び課題は、記載のとおりです。活動計画は、「農業委員会だより」による制度の周知と、8月から9月にかけての農地パトロールの実施です。

28ページをご覧ください。

「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」

「Ⅰ 農業委員会の状況」について、農業の概要、農業委員会の現在の体制は、記載のとおりです。

29ページをご覧ください。

「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」について、現状は、記載のとおりです。

課題は、中山間地や未整備農地の借受者の減少です。目標は、記載のとおりです。

活動計画は、「農業委員会だより」掲載による貸し手、借

り手の掘り起こしです。

活動実績は、「農業委員会だより」掲載により、数件ではありますが、売買、貸借の契約の成立に至りました。目標に対する評価及び活動に対する評価は、記載のとおりです。

30ページをご覧ください。

「Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」について、新規参入の状況は、記載のとおりです。課題は、新規就農希望者の農地確保です。令和2年度の目標及び実績は、記載のとおりです。目標の達成に向けた活動は、記載のとおりです。目標及び活動に対する評価は、記載のとおりです。

31ページをご覧ください。

「Ⅳ 遊休農地に関する措置に関する評価」について、現状は、記載のとおりです。課題は、遊休農地の大半が山間部の農地であり、雑木が繁茂し、耕作不可能な状況になっていることです。令和2年度の目標及び実績は、記載のとおりです。活動計画は、農業委員会だより、ホームページによる周知及び管内全域の農地利用調査の実施です。活動実績は、記載のとおりです。

32ページをご覧ください。

「Ⅴ 違反転用への適正な対応」について、現状は、記載のとおりです。令和2年度実績は、記載のとおりです。活動計画は、違反転用者に対する聞き取りの実施、農業委員会だよりへの掲載による制度の周知、管内全域の農地パトロールの実施です。

33ページをご覧ください。

「Ⅵ 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」について、「1 農地法第3条に基づく許可事務」及び「2 農地転用に関する事務」は、記載のとおりです。

34ページをご覧ください。

3 農地所有適格法人からの報告への対応及び4情報の提供等は、記載のとおりです。

35ページをご覧ください。

「Ⅶ 地域農業者からの主な要望・意見及び対処内容」について、特にありませんでした。

「Ⅷ 事務の実施状況の公表等」について

「1 総会の議事録」は、議事録を縦覧できる旨を農業委員会だよりに掲載し、令和2年4月以降、総会の議事録を市のホームページにより公表しております。

「2 農地等利用最適化推進施策の改善について」の意見の提出はありませんでした。

「3 活動計画の点検・評価」は、6月下旬に市のホームページ及び全国農業会議所ホームページによる公表を予定しております。

議長 議案第64号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、議案第64号について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第64号について原案のとおり許可いたします。

議長 以上、議案59号から議案第64号まで全ての審議が終

いたしました。

報告第10号・11号につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

事務局から何か報告等ございませんか。

事務局 (報告)

議長 以上をもちまして、本日の会議の全てを終了いたします。
慎重なご審議ありがとうございました。

(閉会時刻 午後3時35分)

以上、会議の顛末を記録し、事実相違ないことを証するため署名する。

(森 義博)

会 長

(秋谷 諭)

6 番委員

(石岡 清一)

8 番委員
